

## 平成16年度奉仕活動・体験活動に関する施策

(省庁名 国土交通省)

| 施策名           | 事業概要  | 実施主体等 | 担当局課          |
|---------------|---|-------|---------------|
| 社会参加活動表彰      | <p>(事業目的)<br/>社会参加活動に関して顕著な功績のあった者を表彰することにより社会参加活動を支援する。</p> <p>(事業内容)<br/>海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動に対して国土交通大臣の定期表彰を行う。</p> <p>(実施箇所) 全国</p>  | 国     | 総合政策局環境・海洋課   |
| 交通バリアフリー教室の開催 | <p>(事業目的)<br/>交通バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する国民の意識を醸成し、誰もが高齢者、身体障害者等に対し、自然に快くサポートできる「心のバリアフリー社会」の実現を目指す。</p> <p>(事業内容)<br/>高齢者、身体障害者等の介助体験、擬似体験等を内容とする交通バリアフリー教室を開催する。</p> <p>(実施箇所) 全国約50ヶ所で実施予定</p> | 国     | 総合政策局交通消費者行政課 |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                    | 事業概要   | 実施主体等    | 担当局課              |
|------------------------|--|----------|-------------------|
| <p>国民参加型国際建設協力支援事業</p> | <p>(事業目的)<br/>平成15年8月に閣議決定された新 ODA 大綱の目玉の一つである国民参加型援助を推進することを目的とする。具体的には、NGO が行う防災、居住環境、生活インフラ整備などの建設分野における草の根レベルの国際協力活動、また、途上国の我が国の経済技術協力に対する大きな期待に応える形で民間等専門家が行う我が国と途上国等との間における建設分野での交流・協力活動を支援する</p> <p>(事業内容)<br/>建設分野の国際協力活動に要する次の経費に対し補助を行う。</p> <p>(1) NGO 支援部門</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) NGO による建設技術専門家の開発途上国への派遣</li> <li>2) NGO の派遣する建設技術専門家に対する国内での語学研修</li> <li>3) NGO との交流シンポジウム開催</li> </ol> <p>(補助率等)<br/>2/3 専門家派遣<br/>1/2 専門家研修、シンポジウム経費等</p> <p>(2) 民間等専門家支援部門</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 途上国、戦災復興地域、国際機関(以下途上国等)への民間等専門家への派遣</li> <li>2) 途上国等からの民間等専門家の受入</li> <li>3) 我が国の技術を紹介するための途上国等への民間専門家の派遣</li> </ol> <p>(補助率)<br/>全て2/3</p> | <p>国</p> | <p>総合政策局国際建設課</p> |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                    | 事業概要  | 実施主体等  | 担当局課                   |
|------------------------|---|--|------------------------|
| ボランティア利用の国内観光情報提供体制の整備 | <p>(事業目的)<br/>外国人旅行者に無償で通訳・道案内を行うボランティア「善意通訳」を募集し、組織化を進める。</p> <p>(事業内容)<br/>①ボランティア活動支援<br/>②ボランティアの募集<br/>③ボランティアマニュアルの作成<br/>④案内業務研修<br/>⑤ボランティアの組織化<br/>⑥ボランティアの育成研修</p>    | <p>特殊法人国際観光振興会(平成15年10月より独立行政法人国際観光振興機構)</p> | <p>総合政策局観光部国際観光推進課</p> |
| 都市再生交通拠点整備事業           | <p>(事業目的)<br/>都市の交通拠点地区において、自由通路地下街、駐車場等の公共的空間を総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設や土地利用の再編による都市再生を推進する。</p> <p>(事業内容)<br/>整備計画の作成に関する事業、公共的空間等の整備に関する事業、公共空間又は公共的空間の整備に併せて実施される事業。</p> | <p>地方公共団体、NPO、まちづくり協議会、第3セクター</p>            | <p>都市・地域整備局街路課</p>     |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                  | 事業概要   | 実施主体等          | 担当局課                      |
|----------------------|--|----------------|---------------------------|
| 都市防災総合推進事業           | <p>(事業目的)<br/>市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、大都市等の防災上危険な密集市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。</p> <p>(事業内容)<br/>防災上危険な密集市街地や地方都市等の中心市街地において住民等が地区の市街地環境の整備又は保全を目的としたまちづくりに関する検討を行う、まちづくり活動を活性化するために行う事業。</p>                              | 市町村、防災街区整備推進機構 | 都市・地域整備局都市防災対策室、都市総合事業推進室 |
| 豊かな住まい空間創出事業(仮称)     | <p>(事業目的)<br/>既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及びゆとりとるおいのある住宅地区の形成等の、政策課題に機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う豊かな住まい空間創出事業(仮称)</p> <p>(事業内容)<br/>関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等の運営・活動費用(勉強会、資料収集等)、協議会が委託するコンサルタント派遣等。</p>                             | 地方公共団体等        | 住宅局市街地住宅整備室               |
| 都市居住再生のための民間活用に関する事業 | <p>(事業目的)<br/>密集市街地等で民間による住宅の共同・協調建替え等の展開をはかるため、NPOを核とした新たな住宅整備の仕組みを緊急に整備し、地域社会の自主的・自発的な参画を促進する。</p> <p>(事業内容)<br/>①NPO法人等活動支援機能の構築<br/>・専門家の育成とまちづくり情報のデータベースの構築<br/>・NPO法人等の情報交流システム・ネットワークの構築<br/>②全国のNPO法人等を設立しようとする者に対する支援<br/>・講習会等の実施</p> | 都市基盤整備公団       | 住宅局市街地住宅整備室               |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                                  | 事業概要   | 実施主体等           | 担当局課                           |
|--------------------------------------|--|-----------------|--------------------------------|
| まちづくり総合支援事業                          | <p>(事業目的)<br/>地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」の推進</p> <p>(事業内容)<br/>地域の創意工夫を活かしたまちづくりを推進するため、ハード事業から、まちに魅力と潤いをもたらすソフト事業まで、まちづくりに必要な各種市町村事業に対しパッケージで一括助成を行う。</p>                         | 市町村             | 都市・地域整備局都市総合事業推進室              |
| 「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰                  | <p>(事業目的)<br/>功績のあった緑の愛護団体を表彰し、緑を守り育てる国民運動の推進を図る。</p> <p>(事業内容)<br/>全国「みどりの愛護」のつどいにおいて公園、河川、道路等において緑の愛護活動を行っている団体のうち功績のあった団体を表彰する。</p> <p>(実施箇所等)<br/>国営公園(全国「みどりの愛護」のつどい会場)</p> | 国               | 都市・地域整備局緑地環境推進室                |
| 都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者大臣表彰 | <p>(事業目的)<br/>都市緑化に功労のあった者を表彰し、ボランティア等による都市緑化の推進を図る。</p> <p>(事業内容)<br/>都市公園の清掃、美化等都市緑化の推進及び都市公園の設置・保全・美化に関し特に著しい功績のあった者を表彰する。(主に個人を対象)</p>                                       | 国               | 都市・地域整備局緑地環境推進室                |
| まちづくり月間(毎年6月)における国土交通大臣表彰            | <p>(事業目的)<br/>魅力あるまちづくりに務め、特に著しい功績のあった個人、団体を表彰することにより、安全で安心できるまちづくりを推進。</p> <p>(事業内容)<br/>地方公共団体の推薦をもとに、年約50件の個人、団体を表彰</p>   | 国・地方公共団体・関係公益法人 | 都市・地域整備局総務課・まちづくり推進課、住宅局市街地建築課 |
| まちづくりに係る公益活動を推進する広報・普及活動             | <p>(事業目的)<br/>まちづくりに係る公益活動を推進するための普及、啓発。</p> <p>(事業内容)<br/>まちづくり月間(6月)における、安全・安心まちづくりに関する提案、各種コンクールの実施、シンポジウムの実施。</p>  | 国・地方公共団体・関係公益法人 | 都市・地域整備局まちづくり推進課、住宅局市街地建築課     |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名          | 事業概要  | 実施主体等                | 担当局課                        |
|--------------|---|----------------------|-----------------------------|
| 都市再生総合整備事業   | <p>(事業目的)<br/>都市再生のトリガーとなる地区への各種都市機能の集積を促進するとともに、都市の魅力と活力を引き出す中核となる都市拠点の形成を促進。</p> <p>(事業内容)<br/>都市再生のトリガーとなる地区における先行的都市基盤整備施設等の整備、都市の魅力と活力を引き出す都市拠点の整備。</p>  | 地方公共団体・都市公団・地域公団・民間等 | 都市・地域整備局都市総合事業推進室、住宅局市街地建築課 |
| 地域づくり表彰      | <p>(事業目的)<br/>創意と工夫を活かした個性ある地域の整備・育成に顕著な功績があった優良事例を表彰する。</p> <p>(事業内容)<br/>地方公共団体の推薦をもとに、団体又は個人に対し、地域づくり表彰審査会で選定を行い、被表彰者を決定し表彰を行う。</p>  | 国・全国地域づくり推進協議会       | 都市・地域整備局地方整備課               |
| 都市地方連携推進事業   | <p>(事業目的)<br/>都市と地方の農山漁村等間の交流推進及び、資源・情報の循環の促進により、都市住民の生活の充実及び、地方の活性化を図る。</p> <p>(事業内容)<br/>都市と地方の農山漁村の市町村や住民等の連携により、地域活性化のために行われる先導的な交流事業を一体的に支援する。</p>   | 市町村                  | 都市・地域整備局地方整備課               |
| 奄美群島体験交流推進事業 | <p>(事業目的)<br/>奄美群島の自然や文化、芸能などの資源を最大限に活用し、体験活動を通じた他地域との交流の促進を図ることにより、活力ある地域づくりを進める。</p> <p>(事業内容)<br/>奄美群島が世界に誇れる自然や文化、長寿、子育て環境等の地域資源を生かし、群島内外の人に奄美を体験してもらうとともに、全国に情報発信を行う事業を、地元の発意と創意を生かしつつ、NPO等と連携し推進する。</p> | 鹿児島県・市町村             | 都市・地域整備局特別地域振興課             |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                | 事業概要   | 実施主体等  | 担当局課                 |
|--------------------|--|--|----------------------|
| 半島いきいきネットワーク形成促進事業 | <p>(事業目的)<br/>半島地域の元来有する自然的条件や社会的条件を克服し、地域の優れた資源(自然、文化、人材等)を活用して、自発的に多様な連携・交流を進めることにより、半島地域内外双方の住民にとって魅力ある地域づくりを進める。</p> <p>(事業内容)<br/>半島地域及び都市のNPO等が、行政とも連携し、自然、歴史及び文化などの面での半島地域独特の価値を活かして行う交流活動を支援する。交流テーマは地域の発意により、例えば自然の癒し効果を目的とした都市の障害者のモニターツアーや、学校週五日制に対応した小学生のための体験学習などを支援する。</p> | 国  | 都市・地域整備局特別地域振興課半島振興室 |
| 半島地域活性化優良事例表彰      | <p>(事業目的)<br/>半島振興についての地域住民の関心と理解を深め、その気運を盛り上げ、全国の半島地域の一層の活性化に寄与する。</p> <p>(事業内容)<br/>地方公共団体の推薦をもとに、市町村又はNPO等の団体若しくは個人に対し、半島地域活性化優良事例表彰委員会で選定し表彰を行う。</p>   | 国・半島地域振興対策協議会・半島地域振興対策議会議長連絡協議会・全国半島振興市町村協議会 | 都市・地域整備局特別地域振興課半島振興室 |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                      | 事業概要   | 実施主体等  | 担当局課     |
|--------------------------|--|--------|----------|
| 土砂災害防止月間における国土交通大臣表彰等の実施 | <p>(事業目的)<br/>土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に対する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とする。</p> <p>(事業内容)<br/>① 広報活動の推進<br/>② 土砂災害防止功労者の表彰<br/>③ 土砂災害防止月間推進の集い(全国大会)の開催<br/>④ 講演会、見学会の開催、危険区域の周知、点検、警戒避難訓練等の実施<br/>⑤ がけ崩れ防災週間の実施<br/>⑥ 土砂災害に関する絵画・ポスター・作文の募集及び表彰<br/>(「土砂災害防止功労者の表彰」の概要)<br/>土砂災害防止に関して顕著な功労があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体に対し、土砂災害防止月間中に国土交通大臣表彰を行う。</p> | 国・都道府県 | 河川局砂防計画課 |
| 雪崩防災週間における雪崩災害防止功労者表彰等   | <p>(事業目的)<br/>雪崩災害に対する国民の理解と関心を深め、雪崩災害による人命・財産の被害の防止に資することを目的とする。</p> <p>(事業内容)<br/>① 広報活動の推進<br/>② 雪崩災害防止功労者の表彰<br/>③ 雪崩防災シンポジウムの開催<br/>④ 講演会、研修会の開催、危険箇所の周知・点検・警戒避難訓練等の実施<br/>雪崩災害防止に関して顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人又は団体を表彰する。</p>   | 国・都道府県 | 河川局砂防計画課 |



(省庁名 国土交通省)

| 施策名        | 事業概要   | 実施主体等                       | 担当局課                        |
|------------|--|-----------------------------|-----------------------------|
| 砂防ボランティア制度 | <p>(事業目的)<br/>           全国に設立されている砂防ボランティア協会の相互間の連絡・情報交換を行い、砂防ボランティアの活動を円滑化する。</p> <p>(事業内容)<br/>           ①砂防ボランティア協会活動の連絡・調整<br/>           ②斜面判定士の認定<br/>           ③その他、本会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(参考)<br/>           ◆構成団体<br/>           各砂防ボランティア協会<br/>           (62団体、3,662名) H15.6現在</p> <p>◆砂防ボランティアの活動<br/>           ・土砂災害に関する知識の一般の方々への普及、広報活動<br/>           ・溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡<br/>           ・土砂災害時の被災者の救助活動<br/>           その他、土砂災害防止に役立つ活動全般</p> | 国・都道府県<br>(財)砂防ボランティア整備推進機構 | 砂防ボランティア全国連絡協議会<br>河川局砂防計画課 |
| 斜面判定士制度    | <p>(事業目的)<br/>           ボランティアとして、土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の危険箇所の危険度を判定できる斜面判定士の組織の整備を図り、大規模災害時等の避難、復旧活動等に資する。</p> <p>(事業内容)<br/>           災害発生時に土砂災害の危険箇所の危険性等を一定の技術水準で点検できる斜面判定士の育成、登録等。</p> <p>(登録状況)<br/>           2,068名(H15.6現在)</p>   | 国・都道府県<br>(財)砂防ボランティア整備推進機構 | 河川局砂防計画課                    |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名               | 事業概要   | 実施主体等          | 担当局課            |
|-------------------|--|----------------|-----------------|
| 防災エキスパート制度        | <p>(事業目的)<br/>大規模、広域的な災害時において、施設管理者が行う所管施設の被害状況の把握、応急措置等の対応を補完することで、二次災害の防止や応急復旧など迅速、確実な災害対応に資することを目的とする。</p> <p>(事業内容)<br/>公共土木施設の管理、点検等を長期間携わってきた土木技術者等をあらかじめ防災エキスパートとして登録しておき、大規模災害の発生時に被災した公共土木施設等の被害情報の迅速な収集と、施設管理者への連絡などを行い、国、地方公共団体等を支援する。</p>                              | 国・地方公共団体関係公益法人 | 河川局防災課<br>災害対策室 |
| 「子どもの水辺」再発見プロジェクト | <p>(事業目的)<br/>河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。この登録された「子どもの水辺」おいてのソフト・ハード面における様々な支援体制を整備。</p> <p>(事業内容)<br/>登録された「子どもの水辺」において子どもの水辺サポートセンターからの活動に必要な資機材の貸出、情報の提供等の支援。また、ハード的な整備が必要な場合は子どもたち等が水辺に近づきやすい河岸、子どもが水辺を歩きやすいよう遊歩道を設置する等の施設整備を実施。</p> | 国              | 河川局河川環境課        |
| 河川アドプトプログラム       | <p>(事業目的)<br/>市民団体、NPO等が行政(河川管理者)と協定を結び、一定区間の河川敷等の里親になり、清掃や草刈り、美化活動等の活動を行うものであり、地域住民との協働により、効果的・効率的な河川管理を目指すとともに良好な河川空間を形成する。</p> <p>(事業内容)<br/>河川清掃等の活動に必要な様々な資機材の貸出等の実施。</p>   | 国、地方公共団体       | 河川局河川環境課        |
| 自然再生事業            | <p>(事業目的)<br/>河川における良好な自然環境を保全・復元する自然再生事業を市民団体、NPO等との協働により推進する。</p> <p>(事業内容)<br/>蛇行河川の復元や湿地・干潟の再生等の自然再生事業</p>   | 国、地方公共団体       | 河川局河川環境課        |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                              | 事業概要   | 実施主体等            | 担当局課   |
|----------------------------------|--|------------------|--------|
| ラブリバー制度                          | <p>(事業目的)<br/>           地域の特性、歴史、風土を熟知している地域住民との連携、協調のもと適正かつ効果的な河川の維持管理を目指すとともに、河川への親しみを醸成し、住民とともに河川の良い維持と潤いのある水辺空間の形成を図る。</p> <p>(事業内容)<br/>           ボランティア活動として堤防の草刈等を行う住民に対して、河川敷を住民の植栽や花壇としての利用に開放するなど。</p> <p>(認定箇所等)<br/>           152</p>                                   | 国・都道府県           | 河川局治水課 |
| 河川愛護月間における良好な河川環境の保全・再生への取り組みの推進 | <p>(事業目的)<br/>           身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。</p> <p>(事業内容)<br/>           広報活動、イベント、表彰等を通じ、地域住民、市民団体等と連携を図りつつ、良好な河川環境の保全・再生等のための活動の支援、河川の美化活動、河川の点検、水面の利用体験活動の支援、川の指導者等の人材育成の支援等を実施する。</p> | 国<br>都道府県<br>市町村 | 河川局治水課 |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                                | 事業概要   | 実施主体等                           | 担当局課                          |
|------------------------------------|--|---------------------------------|-------------------------------|
| <p>道路ふれあい月間における道路愛護思想の普及活動及び表彰</p> | <p>(事業目的)<br/>道路を利用している国民に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識してもらい、さらには道路をいつくむという道路愛護思想の普及及び道路の正しい利用の啓発を図り、道路を常に広く美しく、安全に利用する気運を高めることを目的とする。</p> <p>(事業内容)<br/>道路の清掃美化運動の実施、各種啓発イベント等の実施により、道路愛護思想の普及を行う。また、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関する活動が顕著であった民間の団体又は個人を表彰する。</p> <p>(実施箇所)<br/>全国</p>                | <p>道路管理者(国、都道府県、市町村、公団、公社)等</p> | <p>道路局道路交通管理課・総務課</p>         |
| <p>交通安全総点検</p>                     | <p>(事業目的)<br/>地域の人々や道路利用者の主体的な参加のもと、行政が地域と一体になって、道路交通環境の点検を行い、交通安全意識の醸成を図るとともに、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりを行い、もって交通安全を確保することを目的とする。</p> <p>(事業内容)<br/>住民代表、道路利用者代表、学校関係者、警察署及び道路管理者による「交通安全総点検実行委員会」を設置し、実施地区、点検テーマ等を住民等へ広報するとともに、一般の参加者を募り、住民や道路利用者の視点による道路交通環境の安全点検を実施する。</p> <p>(実施箇所)<br/>全国</p> | <p>都道府県警察・道路管理者(国、都道府県、市町村)</p> | <p>道路局地方道・環境課、警察庁交通局交通規制課</p> |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                    | 事業概要  | 実施主体等           | 担当局課      |
|------------------------|---|-----------------|-----------|
| ボランティア・サポート・プログラム      | <p>(事業目的)<br/>地域住民等の連携・協働のもと、適切かつ効果的な道路の維持管理を目指すとともに、道路への慈しみを醸成し、道路景観やまちづくりに配慮した道路空間の形成を図る。</p> <p>(事業内容)<br/>「実施団体」(住民団体等)、「協力者」(市町村)、「道路管理者」(国)の三者で協定を締結する。<br/>「実施団体」は、決められた一定区画の中で、歩道部分の草木の手入れ、散乱ごみの清掃等を定期的に行い、「道路管理者」は実施団体のサインボードの設置、清掃用具の配布等や作業中の事故防止の指導を、「協力者」はごみの回収・処理、実施団体の連絡等を行う。</p> | 国               | 道路局国道・防災課 |
| すまいづくりまちづくりセンターの設立促進   | <p>(事業目的)<br/>住宅・建築まちづくりの行政を補完、支援するものであり、もって地域主体のすまいづくり、まちづくりの促進に資する。</p> <p>(事業内容)<br/>住民の意識啓発、情報提供、景観づくり・まちづくり活動を推進する。</p> <p>[支援内容の例]<br/>・ 情報提供窓口の設置<br/>・ 講習会、シンポジウム等の開催</p> <p>(実施箇所等)<br/>全国</p>   | 地方公共団体関係公益法人等   | 住宅局住宅生産課  |
| 「住宅月間」(毎年10月)における功労者表彰 | <p>(事業目的)<br/>住意識の向上、ゆとりある住生活の実現及び建築物の質の向上を図るため優れた行動を行っている個人又は団体を表彰し、この分野における官民の諸活動を奨励すること。</p> <p>(事業内容)<br/>地方公共団体又は公益法人等の推薦をもとに、個人又は団体を表彰。</p>   | 国・地方公共団体関係公益法人等 | 住宅局総務課    |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名             | 事業概要   | 実施主体等                   | 担当局課      |
|-----------------|--|-------------------------|-----------|
| 市街地環境整備事業       | <p>(事業目的)<br/>良好な景観形成、多様なライフスタイル・ワークスタイルの実現等次世代に誇れる豊かな住宅・市街地環境の形成に資する事業を促進するため。</p> <p>(事業内容)<br/>コーディネートに要する事業、まちづくり支援等に係る調査に要する費用(協議会への専門家派遣、住民等のまちづくりイベント活動支援等)。</p>            | 地方公共団体、公団、民間(コーディネートのみ) | 住宅局市街地建築課 |
| 市街地総合再生事業       | <p>(事業目的)<br/>再開発が必要な地区、整備手法等の選定等を行う。</p> <p>(事業内容)<br/>地方公共団体による市街地総合再生計画の策定、コーディネート、計画に基づいて実施される市街地再開発事業その他の事業に対する補助等を行う。この中で、コーディネート業務として、まちづくり活動支援を行う地方公共団体等に対する補助を行う。</p>     | 地方公共団体・第3セクター           | 住宅局市街地建築課 |
| まちなみデザイン推進事業    | <p>(事業目的)<br/>良好なまちなみ形成を促進する。</p> <p>(事業内容)<br/>地区内権利者等による協議会組織が行う良好なまちなみ形成の推進方策等の検討に対して、地方公共団体を通して間接補助を行う。</p>  | 地方公共団体                  | 住宅局市街地建築課 |
| 被災建築物の応急危険度判定制度 | <p>(事業目的)<br/>地震等により被災した建築物による二次災害を防止し、住民の安全を図る。</p> <p>(事業内容)<br/>都道府県、関係公益法人及び国で組織する被災建築物応急危険度判定協議会において、業務マニュアルの整備、民間判定士に対する保障制度の運用など、実施体制の整備を行うとともに、都道府県において判定士の養成、登録等を進める。</p> | 国・地方公共団体・関係公益法人等        | 住宅局建築指導課  |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                                       | 事業概要  | 実施主体等                 | 担当局課          |
|---|---|-----------------------|---------------|
| NPO等が行うボランティア輸送における運転者に対する人材育成のための教育体制の整備 | <p>(事業目的)<br/>           単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者等の移動手段を確保するため、社会福祉法人、NPO 等が実施するボランティア輸送において、安全性の向上を推進し、安全で安心して利用できるボランティア輸送の実現を図る。</p> <p>(事業内容)<br/>           道路運送法第 80 条の許可の得て NPO 等が行う有償ボランティア輸送において、旅客輸送の安全確保のため、運転者に係る高度な人材育成等に取り組むモデルとなるべき先進的な地域の NPO 等に対して、財団法人交通エコロジー・モビリティ財団を通じて支援を行う。</p> | 国                     | 自動車交通局<br>旅客課 |
| 海辺の自然体験活動・環境教育の推進                         | <p>(事業目的)<br/>           港湾等における干潟・藻場・砂浜等の豊かな自然を市民が体験する場と機会を提供することにより、海辺の環境に対する理解を深め、良好な自然環境の保全と、安全で豊かな海辺環境の形成を図る。</p> <p>(事業内容)<br/>           国の港湾事務所等が地方自治体、教育機関、NPO等と連携しつつ、海辺の自然環境を活用した自然体験活動(海辺の自然学校)等に取り組む。</p>   | 国、地方自治体等              | 港湾局環境整備計画室    |
| みなとまちづくりの推進                               | <p>(事業目的)<br/>           「みなとまち」において、「みなと」の資源を活かした個性ある地域の発展を図るため、NPO との協働により「みなと」空間を形成し、それを有効に活用することによる「みなとまちづくり」を推進する。</p> <p>(事業内容)<br/>           「みなとまちづくりプラン」の策定、並びに同プランに基づく地域の「みなと」の整備、及び「みなと」を活用した NPO 等の行う地域振興活動の支援。</p>  | NPO・地元企業・市町村・港湾管理者・国等 | 港湾局民間活力推進室    |

(省庁名 国土交通省)

| 施策名                                     | 事業概要   | 実施主体等  | 担当局課          |
|---|--|--------|---------------|
| 「海守」活動の推進                               | <p>(事業目的)<br/>海を見守る情報ネットワークとして、海守会員の日常生活及び社会活動を通じ、海上における不審な事象や海洋汚染についての監視や、海岸の保全等を支援するなど、国民生活の安全確保と環境の保全を目的に、社会貢献する活動を推進する。</p> <p>(事業内容)<br/>不審情報等の関係機関への連絡<br/>汚染による海岸の保全回復支援<br/>海上犯罪の予防及び海洋環境の保全等の周知・啓発等</p> | 関係公益法人 | 海上保安庁総務部政務課   |
| 海上保安業務に貢献された方への表彰                       | <p>(事業目的)<br/>海上保安業務に貢献された方への表彰を行い、その功績を称える。</p> <p>(事業内容)<br/>海上保安庁表彰規則に基づき、表彰を行っている。</p>   | 国      | 海上保安庁総務部人事課   |
| 民間海難援助団体の育成・強化1<br>海上保安官に協力援助した者等への災害給付 | <p>(事業目的)<br/>海難救助活動等に協力援助した者が災害を受けた場合に災害給付を行う。</p> <p>(事業内容)<br/>海難救助活動等に際して、負傷、疾病等を負った協力援助者等に対しては、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」(昭和28年法律第33号)に基づき災害給付が行われるよう措置している。</p>   | 国      | 海上保安庁総務部秘書課   |
| 民間海難援助団体の育成・強化2<br>講習会及び訓練における講師派遣      | <p>(事業目的)<br/>水難救済会及び海洋レジャー団体の救助能力の向上を図る。</p> <p>(事業内容)<br/>水難救済会及び海洋レジャー団体に対する救助措置等の講習会の開催、訓練の支援・指導。</p>  | 国      | 海上保安庁警備救難部救難課 |



(省庁名 国土交通省)

| 施策名   | 事業概要   | 実施主体等    | 担当局課                   |
|---|--|----------|------------------------|
| <p>民間海難援助団体の育成・強化3<br/>救助用物品の無償貸付</p>                 | <p>(事業目的)<br/>救助用物品を無償貸付することにより救助活動時の便宜を図る。<br/>(事業内容)<br/>水難救済会は、ボランティアとして海難救助を行っている団体であるが、海上保安庁は「物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律(昭和22年法律第229号)」に基づき、水難救済会に対して救助用物品の無償貸付を行っている。</p>  | <p>国</p> | <p>海上保安庁警備救難部救難課</p>   |
| <p>漂着ゴミ調査の推進</p>                                      | <p>(事業目的)<br/>海岸に大量に漂着するゴミには、自然には分解しないプラスチック類の石油化学製品が多くを占め、景観だけでなく海洋生物への影響等についても無視出来ない環境問題となっている。このため、一般市民、特に次世代を担う小学生を始めとした子供たちに幼い頃から海をきれいにする気持ちを持ってもらうなど、参加者に対する海洋環境保全思想の啓蒙と海岸に漂着するゴミの実態の把握を目的として実施している。<br/>(事業内容)<br/>海岸に漂着したゴミの回収、分類、集計を実施する。</p> | <p>国</p> | <p>海上保安庁警備救難部環境防災課</p> |
| <p>プレジャーボートの航行安全指導の推進1<br/>海上安全指導員の指定、合同パトロール等の実施</p> | <p>(事業目的)<br/>プレジャーボートの海難を未然に防止し、運航マナー向上を図るため、海上安全指導員による航行安全指導を推進する。<br/>(事業内容)<br/>プレジャーボートの運航について十分な知識・技能と経験を持った者を海上安全指導員として管区海上保安本部長が指定し、海上保安官との合同パトロールの実施、指導に必要な情報の提供等を行っている。</p>  | <p>国</p> | <p>海上保安庁交通部安全課</p>     |

(省庁名 国土交通省 )

| 施策名   | 事業概要  | 実施主体等    | 担当局課               |
|---|---|----------|--------------------|
| <p>プレジャーボートの航行安全指導の推進2<br/>プレジャーボート関係者の組織化の推進</p> | <p>(事業目的)<br/>プレジャーボートの海難を未然に防止し、運航マナー向上を図るために、(社)小型船安全協会の設立・活動を支援する。<br/>(事業内容)<br/>海上安全指導員の活動の組織母体となる(社)小型船安全協会等の設立・活動を支援し、同団体に対して講師の派遣、情報提供を行っている。</p> | <p>国</p> | <p>海上保安庁交通部安全課</p> |